

三朝町職員の給与に関する条例等の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成11年12月17日

三朝町長 吉田 秀 光

平成11年12月21日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(三朝町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「4,000円」を「4,200円」に、「6,000円」を「6,300円」に改める。

第19条第2項中「100分の160」を「100分の145」に、「100分の190」を「100分の175」に、「100分の140」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の155」に改める。

別表第1を次のように改める。

(三朝町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 三朝町職員の育児休業等に関する条例(平成4年三朝町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第2項」の次に「、第6条の2」を加える。

第5条の次に次の1条を加える。

(期末手当等の支給)

第5条の2 三朝町職員の給与に関する条例(昭和28年三朝町条例第25号)第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 三朝町職員の給与に関する条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

第9条中「(昭和28年三朝町条例第25号)」を削る。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中三朝町職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第17条第1項の改正規定及び第2条の規定 平成12年1月1日

(2) 第1条中給与条例第19条第2項の改正規定 平成12年4月1日

2 第1条の規定(前項各号に掲げる改正規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の給与条例(附則第9条を除き、以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成11年4月1日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の変更等)

3 平成11年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額

及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日(附則第7項において「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の給与条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、別に定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、別に定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から平成12年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

6 施行日から平成12年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

7 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及び条例に基づき任命権者が定める規程に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(期末手当の額の特例)

9 平成12年3月に支給する期末手当の額は、第1条の規定（附則第1項第2号に掲げる改正規定を除く。以下この項において同じ。）による改正後の給与条例第19条の規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額とする。

(1) 第1条の規定による改正後の条例第19条第2項中「100分の55」を「100分の50」と読み替えた場合の同条の規定に基づいて平成12年3月に支給されることとなる期末手当の額

(2) 第1条の規定による改正後の給与条例第19条に基づいて平成11年12月に支給されるべき期末手当の額から、同条第2項中「100分の190」とあるのは「100分の165」と、「100分の170」とあるのは「100分の145」と読み替えた場合の同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額を減じた額

(委任)

10 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。